

学校安全の充実にむけて ～凡事徹底・凡事一流～



土佐市教育委員会
教育長 吉門 直子



学校安全の充実に向けて～これまでの取組～

- 高知県における学校安全の取組
東日大震災を踏まえた組織強化
防災教育推進のしかけ
- 学校における取組
安全教育の日常化を目指した取組
- 学校安全の推進
設置者の課題

防災教育の課題～東日本大震災以前～

- 防災教育の時間確保が課題
→カリキュラムへの位置づけは各学校の工夫に任されている
- 防災教育の内容に課題
→避難訓練＝防災教育という実態。多様な取組を行う学校は少ない



- ◇指導内容の明確化
- ◇効果的な指導資料
- ◇指導方法の情報共有 が必要

高知県安全教育プログラムの策定

高知県安全教育プログラム

- ◆高知県安全教育プログラムは、地震・津波をはじめとして、交通事故や犯罪被害、気象災害などの様々な危険から子どもたちを守るための安全教育を、プログラムに基づき確実に実施することで各学校における安全教育の質的向上を図ることを目的として作成した「教職員の指導用資料」です。
- ◆この指導用資料により、教職員一人一人が、子どもたちをとりまく様々な危険を再認識するとともに、子どもたちを危険から守るために、どのような力を身に付けさせるべきかを考え、実践する必要があります。

総 論 (平成25年3月策定)

子どもの命を守る安全教育とは

子どもたちが生涯にわたり自らの安全を確保するための基礎的な素養や、社会の安全に貢献することができる資質や能力を育てるものであり、子どもたちの命を守るうえで欠かすことのできない最も重要な教育活動です。

安全教育を通して身に付けさせたい力

- ・自分の命を守りきる力
- ・知識を備え正しく判断する力
- ・地域社会に貢献する心（態度）

各 論

安全教育の3領域

震災編

(災害安全)
(平成25年3月策定)

気象災害編

(災害安全)
(平成26年2月策定)

交通安全編

(平成26年2月策定)

生活安全編

(防犯含む)
(平成26年2月策定)

全ての子どもたちに身に付けさせる「基本的指導内容」の明確化

- 【震 災 編】「助かる人・助ける人になるために（指導10項目）」
- 【気象災害編】「知る・備える・行動する」
- 【交通安全編】「被害者にならない・加害者にもならない（4つの力）」
- 【生活安全編】「身の回りにある危険を予測し、自ら回避する」

プログラムを活用した授業の実施

- ◆具体的実践例（展開例）を活用した「安全学習」の実施
- ◆防災学習については、**3～6時間程度（小・中学校は各学年5～6時間）**を各学校の年間指導計画に位置付け、全ての子どもたちに必要な知識や技能を身に付けさせる**防災の授業**を実施
- ◆防災学習以外の安全学習については、各教科の授業等の中で、「基本的指導内容」を基にした指導を実施

防災教育の徹底

- 防災の授業

→ **小中学校は各学年で5時間以上**
高等学校は各学年で3時間以上

学級活動（ホームルーム活動）

総合的な学習（探究）の時間等の活用

- 避難訓練の実施

→ **年間3回以上** ショート訓練を含む

学校安全計画に位置付けた計画的な実施

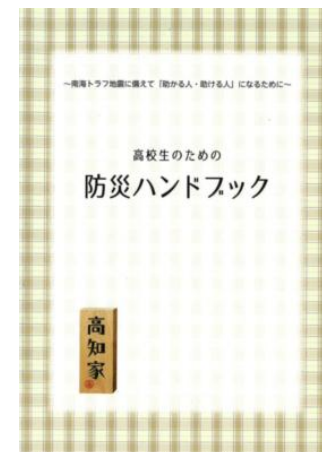
全児童生徒に配付



副読本（小学校）



副読本（中学校）



ハンドブック（高等学校）

南海トラフ地震に備えちよき



- 防災の授業で使用するスライド、動画等の資料
- 東日本大震災の教訓を踏まえて平成24年3月作成
- 気象災害編を追記し平成28年3月改訂

学校防災マニュアル作成の手引き（震災編）



- 各学校で作成している「学校防災マニュアル」を見直し、より実効性を高めるための資料として、具体的な留意点を記載して平成21年作成
- 東日本大震災の教訓を踏まえて平成26年改訂

「高知県安全教育プログラム」に基づく 安全教育・安全管理の徹底

毎年度初めに通知文書で周知

〈推進体制〉

Ⅰ 学校安全担当教員を中核とした組織的取組の推進

○管理職のリーダーシップの下、学校安全担当教員を中心とした組織な学校安全の取組を実施すること。

- ・管理職以外の学校安全担当教員の校務分掌の位置付けと役割の明確化

- ・「安全教育全体計画」「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を見直すサイクルの構築、保護者への周知

- ・安全教育研修会（学校悉皆研修）の研修内容の活用

- ・教職員の学校安全に関する知識・実践力の向上に向けた取組

※「教職員のための学校安全e-ラーニング教材（文部科学省）の活用」

「高知県安全教育プログラムに基づく安全教育の充実のために」

- 高知県安全教育プログラム策定から7年。年間3回以上の避難訓練とともに、防災授業も一定定着。
- ◆安全教育の更なる質的向上を図るためには、児童生徒にどのような安全に関する資質・能力を育成するのか！年間のゴールイメージを明確化し、年間指導計画に位置付けることが重要。

安全教育参考資料



「高知県安全教育プログラム」に基づく
安全教育の充実のために



令和8年3月改訂第3版
(令和3年6月初版)
高知県教育委員会

～新資料のポイント～

- 基本的指導事項をもとに育成を目指す安全に関する資質・能力を発達段階ごとに整理
- 安全教育全体計画・学校安全計画を例示
- 単元構成による指導計画モデルを例示
- 安全教育の評価に関する考え方を整理
- 学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」の内容を掲載

安全教育参考資料「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の充実のために；
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/2021060100347.html>

安全に関する資質・能力を発達段階ごとの整理【震災編】

発達段階		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	高等学校
備える	①地域に起こる災害を知る	・自分の住む地域で発生する災害を知っている。 ・長い揺れや強い揺れの後は、津波が来ることを理解している。 ・地震による強い揺れを前もって知らせる緊急地震速報の役割を知っている。	・南海トラフ地震による災害や、自分の住む地域の被害を知っている。(揺れの強さや長さ、津波到達時間、最大津波浸水深などの想定) ・南海トラフ地震の特徴について理解している。(津波の発生、火災や土砂災害等の二次災害など) ・津波の特徴について理解している。(見下ろし津波が来る、川をさかのぼる、スピードが速い、揺り戻し襲ってくる、川をさかのぼる)	・南海トラフ地震の基礎知識を理解している。(東海・東南海等の震源域と活動性、二次災害の誘発) ・過去の南海トラフ地震と被害について理解している。(南海地震の周期、過去の南海地震の記録から学ぶ) ・夜間の地震発生にも備えることができる。 ・初めて行く所でも、高台や避難場所の表示や標識を確認することができる。 ・家庭での備えの大切さを理解し、実行している。(家具等の転倒・落下防止、備蓄品や非常持ち出し品の準備等) ・けがの簡単な手当てを行うことができる。	・地震・津波発生時の科学的なメカニズムを知っている。 ・地球の反対側からでも津波は伝わることを知っている。(2011年の東日本大震災津波伝達例) ・震度とマグニチュードの違いを理解している。 ・南海トラフ地震臨時情報の意味を知っている。	・過去の南海トラフ地震の被害(宝永の地震等)を知っている。 ・自分の通学路の災害想定や起こりうる危険を知っている。 ・高知県の南海トラフ地震対策の進捗に関心を持ち、県のHPを活用して最新の災害に関する情報を入手することができる。 ・南海トラフ地震臨時情報の意味と、自分の地域における対応を知っている。
	②必ず助かるための知恵と備え	・地震の揺れから身を守る方法を知っている。(ガラスや落下物から頭を守る) ・屋外で揺れを感じた時は、塀や建物から離れ自分の身をを守ることを理解している。 ・津波から避難する時は、一番近くの津波避難場所に逃げ避難する重要性を理解している。 ・家族と離れている時でも、「それぞれが逃げる」ことを家族と約束している。	・津波から避難する時には、周囲の安全を確認しながら、避難場所まで急いで避難することが大切であることを理解している。 ・校区の危険な場所と避難場所を知り、災害時に備えることができる。 ・海岸や河口付近に行くときは、まず高台への道を確認しておく。 ・人が集まる場所では非常口を必ず確認しておく。	・地震により、電気やガス、水道等のライフラインが途絶え、通常の生活ができなくなる可能性があることを理解している。 ・「災害用伝言ダイヤル171」等による家族との連絡方法を決定している。 ・家族とともに、家庭の防災対策を考え実行している。	・津波警報や津波注意報等の情報の意味を理解している。 ・緊急地震速報の仕組みを理解している。 ・校区にある高台や津波避難場所等での、複数の避難経路を把握している。 ・災害に備えた家庭の安全対策を、自ら進んで行うことができる。	・津波から迅速に避難することができるよう、地域の避難場所や避難経路を日頃から意識している。 ・緊急地震速報を適切に活用するために、その特性を十分理解し、情報の入手手段を確保している。 ・災害に備えた家庭の安全対策に自ら参画している。
	③みんなで助かるための備え	・日頃から、基本的な生活習慣を身に付け、自分の身の回りのことは自分でできる。 ・学校等で学習したことを家族に話し、日頃から災害について家族で話し合っている。	・集団生活のルールやマナーを理解し、学校生活や家庭生活において自分ができることを進んで行う。 ・自分や家族の避難場所や集合場所を事前に確認している。	・地震により、電気やガス、水道等のライフラインが途絶え、通常の生活ができなくなる可能性があることを理解している。 ・「災害用伝言ダイヤル171」等による家族との連絡方法を決定している。 ・家族とともに、家庭の防災対策を考え実行している。	・様々な情報伝達の手段を知り、いざという時に使えるようにしておく。 ・心臓蘇生法や応急手当の意義と方法を理解している。 ・震災で中学生が行ったボランティア活動の意義や役割を知っている。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応方法を知っている。	・様々な情報伝達の手段を理解し、いざという時に使えるようにしておく。 ・応急手当の意義や、心臓蘇生法、止血法等について理解し、実践することができる。 ・震災で高校生が行ったボランティア活動の意義や役割を知っている。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応方法を知っている。
	④揺れから自分を守る	・揺れを感じたら(緊急地震速報を聞いた)、落ちてこない、倒れてこない、移動してない場所を頭を守るなどができる。	・電車やバス、人が大勢いる施設等でも、落ちない、倒れてこない、移動してない場所を頭を守るなどができる。	・自宅にいたりとき外出時でも、その状況に応じた避難行動をとることができる。 ・緊急地震速報について、学校設置の機器、テレビ、ラジオ、携帯電話等の知識や音の速いを知り、どの音でも避難行動をとることができる。	・場所や状況に応じた避難行動をとることができる。 ・校外活動時には、非常口・避難経路・避難場所を確認することを習慣にしている。 ・バス等の公共交通機関乗車時は、急停車から身をやり、乗員の指示に従って行動できる。	・どのような時間帯・場所・状況においても、自ら判断し、適切な避難行動をとることができる。 ※小中学校で学習した基本的な事項を確実に身に付けている。
	⑤津波からの迅速な避難	・強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、急いで高台(津波避難場所)へ避難することができる。 ・一人でいても、自分で判断して避難することができる。	・強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人でいても、自分で判断してすぐに避難することができる。 ・危険な場所(津波の新道が通いやすいことが予想される地域)では、動ける(ら)い揺れになったら、できる限り早く近くの高台へ避難することができる。	・強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人でいても、自分で判断してすぐに避難することができる。 ・できる限り大声で「逃げろ」と叫ぶなど周りに呼びかけながら避難することができる。 ・避難した場所の状況に応じて、より高い所への避難を判断することができる。	・津波が発生する可能性がある沿岸部では、動ける(ら)い揺れになったらすぐに避難を開始することができる。 ・周囲に声をかけながら避難行動を促すことができる。 ・避難した場所の状況を確認し、より高い所への避難を判断することができる。	・どのような時間帯・場所・状況においても、自らの確に判断し、適切な避難行動をとることができる。 ・周囲に声をかけながら避難行動を促すことができる。 ・周囲の状況把握し、避難した場所の安全を確認することができる。 ※小中学校で学習した基本的な事項を確実に身に付けている。
命を守る	⑥いつ、どこにいても自分を守る	・登下校中に地震が発生しても、自分の判断で避難することができる。 ・揺れを感じたら、倒壊する恐れのあるブロック塀や建物から離れ、ガラスや看板等の落下物に注意し、持ち物等を守ることができる。 ・津波が発生した場所では、今いるところから、一番近くの津波避難場所へ自分で避難することができる。	・警報や指示を待たずに、自分で判断して避難することができる。 ・津波発生想定区域では、避難経路の安全を確認しながら、避難場所まで急いで避難することができる。 ※低学年で学習した「倒壊する恐れのあるブロック塀や建物から離れ、ガラスや看板等の落下物に注意」などの身を守る方法を確実に身に付けている。	・校区の避難場所を把握し、どこにいても安全に避難することができる。 ・低学年で学習した「倒壊する恐れのあるブロック塀や建物から離れ、ガラスや看板等の落下物に注意」などの身を守る方法を確実に身に付けている。	・日頃から、通学路にある橋や崖等、周辺の危険箇所を把握し、いつ、どこにいても安全に避難することができる。 ・自転車や歩道を歩いている場合は、他の避難の邪魔にならないようにする。 ※入学期には、通学時の各自の避難計画を立てておく。	・登下校中の地震発生時に、移動手段(公共交通機関、自転車、二輪車、自動車)に応じた避難行動をとることができる。 ・通学路と津波発生想定区域では、複数の避難場所を把握し、すぐに避難することができる。 ※入学期には、通学時の各自の避難計画を立てておく。
	⑦二次災害への対応	・揺れの後は、火災や土砂災害の可能性があることを知り、行動することができる。(揺れの後は塀の上や下から離れる、など) ・津波が発生した場所では、今いるところから、一番近くの津波避難場所へ自分で避難することができる。	・火災が発生したら、できる限り大声で近所の人に知らせ、周りに燃える物のない広い公園等に避難することができる。 ・揺れの後は、津波や火災の他にも余震や土砂災害等が起こることも想定して行動することができる。	・揺れの後は、土砂災害等に留意し、崖の上や下から離れ、危険箇所には近づかないようにする。 ・山鳴りや、川の水が濁るなどの土砂災害の前兆となる現象を理解している。 ・土石嵐(山崩れ)からは、川の流れて直角に避難することを理解している。 ・正しい防災情報入手し、早く避難することができる。	・揺れがおさまったら、可能な限り火災の発生を防ぐ行動をとることができる。(ガスの元栓・電気のブレーカー)※津波が想定される地域では避難を優先。 ・火災が発生した場合は、早く知らせる、早く消火する、早く逃げ出すことができる。※避難で消火の使い方を身に付けておく。 ・地震の液状化、土砂災害、ため池の崩壊、地盤沈下による浸水等にも注意することができる。	・二次災害の影響により避けられない状況が発生することや、想定外のことによって直ちに様々な意思決定を迫られる場面があることを理解し、日頃から対応を考え、備えておく。(火災、液状化、土砂災害、余震による倒壊により避難経路が断たれるなど)
	⑧助ける人になるための行動	・火災が発生したら、できる限り大声で周囲の人に知らせ、火を呼びに行くなど、自分ができることを行う。※まずは自分で自分の身を守ることを	・火災や手助けが必要な人を見たら、周囲の人に知らせると、自分ができることを行う。※まずは自分で自分の身を守ることを	・避難行動要支援者や要配慮者など、災害時に自ら避難することが困難な人がいることを理解し、地域の状況を知っておく。 ・災害発生時に、支援が必要な人が近くにいると、自分の安全を守りながら、自分にはどんな支援ができるかを日頃から考えておく。	・災害時には、自分の地域でも様々な要配慮者がいることを理解し、支援方法を考える。 ・応急手当やけがの搬送等に遭遇した場合は、予め身に付けた手順で、可能な限りできることを行う。	・災害時に支援が必要な人が近くにいると、自分の安全を守りながら、自分にはどんな支援ができるかを日頃から考えておく。
取暮らしを戻す	⑨みんなで生き延びるための知恵と技	・災害時には、「我復する、みんなで分け合う、協力すること」が必要であることに気づき、自分ができることを行う。	・災害後の避難生活の状況を知り、集団生活のルールやマナーを守り、みんなで助け合い協力することや、自分にできることを精一杯行う。	・災害後の状況を知り、自分にできる役割を考えて行動する。(避難所での手伝い、年下の子の遊び相手、高齢者の介助等) ・「災害用伝言ダイヤル171」の活用など、予め決めた方法で家族に連絡することができる。	・身に付けておいた様々な手段を使って情報収集と伝達を行うことができる。 ・避難所における共同生活の不慣れを知り、中学生などから学び、自分でも考えて積極的に行動する。(清掃、物資の運搬、高齢者や障害者等の手助け等)	・身に付けておいた様々な手段を使って情報収集と伝達を行うことができる。 ・避難所の特徴と課題を知り、自分にできる最大限の行動を行うことができる。
	⑩地域社会の一員としての心構え	・日頃から、地域の中で自分から挨拶をする。 ・自分のことは自分でできるようにする。 ・集団生活のルールやマナーを守り、家族・友だち・地域の人と協力して生活することができる。 ・学校で学習したことについて、家族と話し合っている。	・地域の人に積極的に挨拶するなど、日頃から地域の人と親しくなっていく。 ・地域の防災に関わっている人の働きを知り、自分のできることを考え、行動することができる。 ・学習したことや地域防災について家族と話し、我が家の防災について考えている。	・周囲の状況や地域の人々の活動を知り、地域の一員として、自分にできる役割を考えて行動することができる。 ・学校や地域の避難訓練に参加し、一緒に防災について考え、参画することができる。 ・地域とともに、我が家の防災対策を考え、実行している。	・地域の防災活動へ積極的に参加することができる。 ・地域の被災状況を把握し、家屋の片付けの手伝い等、自分にできることを行うことができる。 ・家族防災会議を実施するなど、我が家の防災対策を考え、自ら進んで実行している。	・地域の自主防災組織の活動を知り、地域の避難訓練に参加することができる。 ・避難所運営や復興には高校生の活動が大きな力になることを理解し、自分にできることを考え、行動することができる。(家屋の片付けの手伝い、授業再開に向けた学校の片付け等を行う)

※特別支援学校・特別支援学級における資質・能力については、対象の児童生徒の発達段階において、適切な段階を選択し、具体化して実践する。

なお、小学校低学年の内容の習得が難しい児童生徒については、特別支援学校学級指導要領を参考にし、スモールステップで実践する。

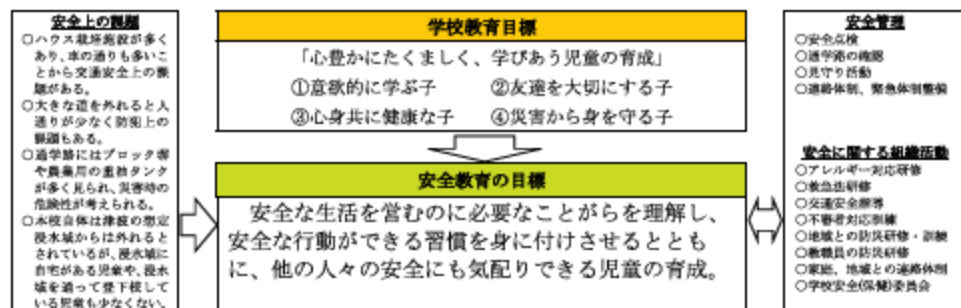
【気象災害・その他の災害】

発達段階		特別支援学校(※)					
		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校		
気象災害	大雨・台風による災害	備える・	・大雨や台風の時に、安全に登下校するための注意点を 知っている。(1人で登下校しない。一列で歩く。川や水路、マンホールには近づかない。かさは前が見えるように持つなど)	・通学路において、大雨による浸水や増水等の危険箇所となり得る場所と状況を知っている。(マンホール、用水路や側溝、アンダーパス等) ・高潮の起こる仕組みや被害を知っている。	・発達した積とを知って ・雨の降り方増水により土を理解して ・ハザードマップ ・避難経路、連絡	乱雲が局地的大雨をもたらすことがあること。によって、流れる水の速さや量は変わり、地の様子が大きく変化することがあること。プ等で地域の災害リスクや避難場所・避難方法等を、家族全員で確認している。	・高知県で過去に発生した台風や豪雨等の気象災害を知っている。 ・防災気象情報や避難指示(警戒レベル4等)等の避難に関する情報の意味を理解している。
		する動	・大雨や台風の時の登下校の注意点に気を付けて、登下校することができる。 ・周囲の様子に気を付けながら歩くことができる。	・雨の降り方によって、川が短時間で増水することがあることを知っている。 ・大雨の時には、河川の増水に注意し、すぐに水辺から離れることができる。	・防災気象情報や、河川に近づく、安全な場所に避難する報が発表されている時や川の異変を感じることができ、に、より安全に避難できる方法(リュックや身に着けている。(両手を使える状態避難では長靴はNG など)	・防災気象情報や、避難指示(警戒レベル4等)等の避難に関する情報から、十分な警戒と早めの避難行動をとることができる。(「高知県防災アプリ」等の活用)	
	土砂災害	備える・	・大雨等の際には、土砂災害が起こる場合があり、がけなどが危険になることを知っている。	・通学路の危険箇所と避難場所を家族で確認している。	・土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)の特徴や前兆現象を知っている。	・高知県の土砂災害の発生状況を知っている。 ・防災気象情報の活用の仕方を理解している。	
		する動	・大雨等の際に、がけなどから離れて、安全に登下校することができる。	・土砂災害の危険性があるときは、危険箇所に近づかない。	・土砂災害の役場に知らせ、避難の際の前兆現象に気付いたら、家族や近所及びすぐに避難することができる。連絡方法を家族で話し合っている。	・雨量や防災気象情報等に注意し、早めに安全な場所に避難することができる。(「高知県防災アプリ」等の活用)	
	突風・雷による災害	備える・	・雷や竜巻から身を守る方法を知っている。	・雷の特徴について知っている。(雷は周りより高い所に落ちやすい、木や電柱等からの側撃雷を受けることがある)	・積乱雲は、「竜巻等の激しい突風」や「雷」を伴うことがあり、その危険性を理解している。	・気象災害に備え、天気予報や雷注意報、竜巻注意報、ナウキャスト等の防災気象情報の活用の仕方を理解している。	
		する動	・雷鳴が聞こえたり竜巻が見えたりしたら、頑丈な建物の中にすぐに避難することができる。	・雷鳴が聞こえたり竜巻が見えたりしたら、頑丈な建物の中にすぐに避難することができる。	・積乱雲が近づく兆しがあれば、危険な場所から離れ、避難することができる。	・屋外活動の前には、天気予報や雷注意報、ナウキャスト等の気象情報を確認し、安全な行動を選択することができる。(特に、屋外活動の前には防災気象情報を確認) (「高知県防災アプリ」等の活用)	
	大雪による災害	備える・	・積雪や路面の凍結等の際には、気を付けてゆっくり歩く必要があることを知っている。	・積雪や路面の凍結等による危険となる状況や通学路における危険箇所を知っている。	・積雪や路面等から知り、安全な登下校に備えた準備をすることができ、の凍結等が起こりやすい状況を天気予報で事前に把握し、安全な登下校に備えた準備をすることができ、凍結等への備えを活用しながら、より安全に登下校する。	・積雪、路面凍結時に、安全に通学するための注意点を理解している。(時間の余裕、自転車は使わない、車の動きに注意するなど)	
		する動	・積雪や路面凍結の際には、ゆっくり歩く、すべりやすい所を通らないことなどに気を付けて、より安全に登下校する。	・積雪や路面の凍結等の際には、通学路の危険箇所に注意しながら、より安全に登下校する。	・積雪や路面凍結等への備えを活用しながら、より安全に登下校する。	・気象情報を活用して積雪や路面の凍結等を予測し、登下校時の安全行動に結び付けることができる。	

安全教育参考資料「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の充実のために；
https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021060100347/file_contents/file_2026320512131_3.pdf

安全教育全体計画（例）

〇〇小学校 安全教育全体計画



【全体計画】

◆学校安全計画（年間計画）の基となる安全教育の全体計画を作成することとし、様式を例示

◆目標、指導内容と関連する教科等の領域を学年ごとに記載

◆成果を測る指標も決めておくことを記載

◆これに基づき年間計画を作成

学年別重点目標		
【低学年】	【中学年】	【高学年】
【生活安全】 〇廊下や階段を安全に歩いたり、道具を正しく使ったりすることができる。 〇できるだけ友達と一緒に登下校することが、身を守ることにつながる意味を理解している。 【交通安全】 〇道を渡る時の「とまる・みる・たしかめる」の徹底行動を身に付けている。 【災害安全】 〇「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ移動し大事な物を守ることを意味を理解し、行動しようとしている。 〇どこにいても自分で判断して避難することができるよう、校区の避難避難場所を知っている。	【生活安全】 〇廊下や階段を安全に歩いたり、道具を使うときには、周囲の安全に気を配ったりすることができる。 〇登下校時に見守ってくれる地域の人を知る。 【交通安全】 〇様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くとともに安全な行動ができる。 【災害安全】 〇指示を待つことなく自分の判断で行動しようとしている。 〇地震発生時に、強い揺れ、長く揺れたらすぐに避難しようとしている。 〇災害時には、家族や友達、周囲の人々と協力して危険を回避できる。	【生活安全】 〇さまざまな状況下における校内での過ごし方を理解し、ルールを守ることができる。 〇登下校時は、周囲の状況を確認しながら歩くことができる。 【交通安全】 〇様々な場面発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができる。 〇自分自身の安全だけでなく、家族など、身近な人々の安全にも気配りができる。 【災害安全】 〇指示を待つことなく自分の判断で行動することができる。 〇地震発生時に、強い揺れ、長く揺れた時は津波が来る想定し、自ら判断して最も近い高台へ避難することができる。 〇災害時には、家族や友達、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動ができる。

関連する主な領域及びその指導内容			
	【低学年】	【中学年】	【高学年】
教科	〇生活科内容①学校生活に関わる活動 ・みまわりのあそび 〇生活科内容②地域に関わる活動 ・町たんけん「みんなであつたよ！～へ行こう」(2年)	〇社会科4年③自然災害から人々を守る活動 ・「安全な暮らしを守る」 〇社会科4年④県内の伝統文化、先人の働き ・「地域の発展に尽くした人々」	〇社会科5年⑤我が国の国土の自然環境と国民生活 ・「災害から人々を守る」 〇体育科④保健④けがの防止 ・事故やけがの防止
道徳	〇主として自分自身に関すること [態度・行動] 〇主として生命や自然、自然なものとの関わりに関すること [生命の尊厳]	〇主として自分自身に関すること [態度・行動] 〇主として生命や自然、自然なものとの関わりに関すること [生命の尊厳]	〇主として自分自身に関すること [態度・行動] 〇主として生命や自然、自然なものとの関わりに関すること [生命の尊厳]
総合的な学習の時間	〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 ・「〇〇町のことをもっと知ろう」(3年) ・「〇〇町を調べてみようがいしょう」(3年) ・「〇〇川流域学習」(4年) ・「暮らしを支える人々」(4年)	〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 ・「〇〇町のことをもっと知ろう」(3年) ・「〇〇町を調べてみようがいしょう」(3年) ・「〇〇川流域学習」(4年) ・「暮らしを支える人々」(4年)	〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 ・「〇〇町のことをもっと知ろう」(3年) ・「〇〇町を調べてみようがいしょう」(3年) ・「〇〇川流域学習」(4年) ・「暮らしを支える人々」(4年)
特別活動	・地震が来たらどうする？ ・津波から身を守るには？ ・危ないことをしていないか考えよう	・どこにいても地震の揺れから身を守ろう ・揺れがおさまっても・・・危険は続く ・地域の防災に関わる人々 ・安全に通学しよう～自分を守る、みんなを守る～	・災害と警報 ・山の津波「土砂災害」 ・避難生活を考えよう ・急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう ・自転車・歩道のルールと安全行動計画

安全教育の成果を測る指標

- 〇どこにいても地震からの身の守り方を知っていると回答する児童が約90%。(安全意識アンケートの結果)
- 〇「本当の地震と思って行動できた」に対して肯定的な回答をする児童が昨年度約85%→約90%。(毎回の避難訓練実施後の振り返りカードの結果)
- 〇見守りに関わっている地域の方や保護者の顔を知っていると回答する児童が100%。(安全意識アンケートの結果)
- 〇自転車に乗るときにはヘルメットを被っている児童が100%。(安全意識アンケートの結果)

安全教育の目標～安全に関する資質・能力～

「『生きる力』を育む学校での安全教育」より

安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基礎として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、**安全に関する資質・能力**を育成する。

(知識・技能)

○様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

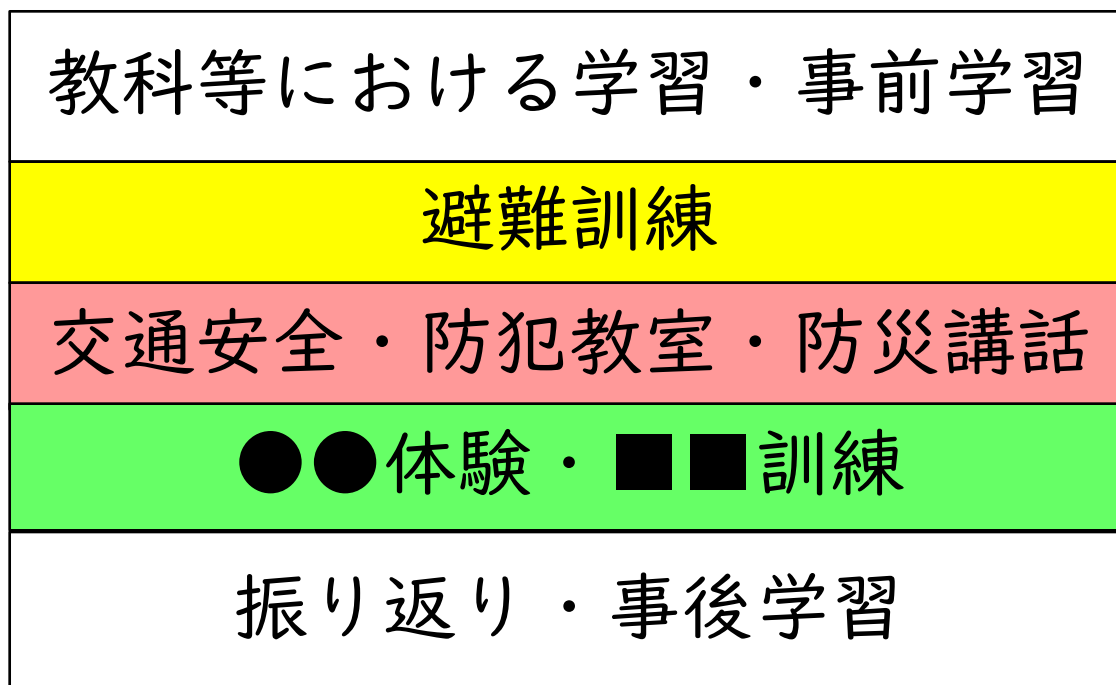
(思考力・判断力・表現力等)

○自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

○安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

関係機関と連携した効果的な取組



日常の指導

教科等横断的なカリキュラムマネジメントに基づく計画的な実施

土佐市立蓮池小学校の事例

【研究主題】

自ら学ぶ力を身に付け、生き抜く力を育む
～「気づき・感じ・伝え合う」ことを大切にした
安全教育の日常化～

凡事徹底・凡事一流

重点

- ①教科等横断的カリキュラム・マネジメントによる安全教育の実践
- ②国語科で身に付けた言語能力の活用を意識した各教科等の指導の充実
- ③「自ら考え伝え合う」ことを意識した指導の充実



[illegible]

【国語】調べたことを新聞で伝える・書く材料の収集や選択の仕方、まとめ方を工夫する必要が生まれる。記事を書く場合においても、中心を明確にしてわかりやすい文章を書くこと、読み手の興味を惹く見出しをつけること、説得力のある紙面にすることなどに気を配らなければならない。新聞を作るという言語活動を通して、必要な情報を集め、知らせたいことの中心を考えて読み手にわかりやすく伝える力を養うことをめざす。

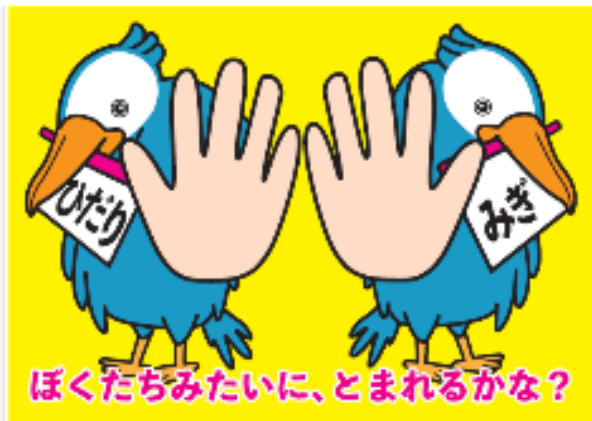
ヘルメット啓発動画の作成

市役所ロビー等で常時公開中！



協力：土佐警察署

止まりたくなるストップマーク



動かない鳥
「ハシビロコウ」



願いがかんう？



かわいいねこを見て！

◆学校の正門前の横断歩道◆

「どうすれば皆が止まって確認することができるか」を考える

「止まりたくなる」ストップマークを考案



過去を知り未来を考える

古地図と現在の
地図を重ねて見
る
「なぜ昔と今で
は川の流れが違
うのだろう？」



大正時代の波介川（今から100年以上前）

大正時代、波介川は大きく蛇行しながら土佐市内を流れていた。
大正～昭和時代にかけて大改修が行われ、川の流れは緩やかになってきた。
（協力：国土交通省高知河川国道事務所）



蓮池小学校校長室に掲示されている
大正4年(1915年)6月製作「蓮池之模型」

体験を通して学ぶ～防災1 DAYキャンプ～

【協力期間】

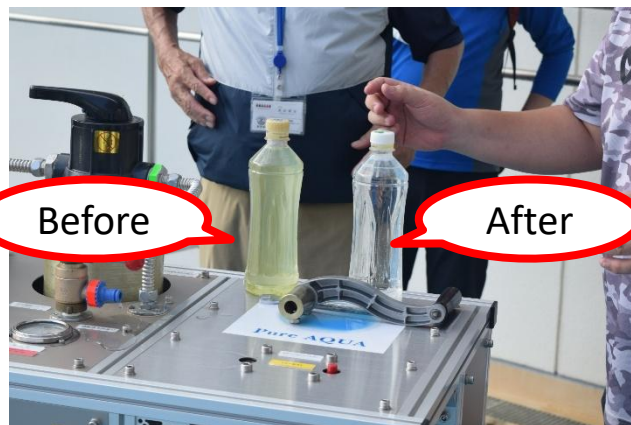
国土交通省高知河川国道事務所
高知トヨペット
高知県南海トラフ地震対策課・防災砂防課
土佐警察署
土佐市消防
土佐市消防団蓮池分団
土佐市防災対策課
土佐市教育委員会
蓮池地区自主防災会
蓮池小学校PTA…



地震の揺れから身を守る！



いざという時のために！



プールの水を飲み水に！



防災倉庫の備品は！

いざという時、動けるように！地域の一員として

新聞の活用 ～新聞感想文コンクール～ (主催：高新会)

【一番いいポーズは】

「ダンゴムシはポーズはだめなが？」

わたしは、保育園のころから、ひなん訓練のときにはダンゴムシポーズをしていました。でも、記事に「ダンゴムシポーズ本当に安全？」と大きく書いていました。読んでいくと、ダンゴムシポーズだけでなく、カエルポーズもいいと書かれていました。

地震からカエルポーズで身を守れるのか不安に思って家族と実際にやってみました。

まずは、比べるためにダンゴムシポーズをすることにしました。布団の上ののって揺らしてもらうと、頭は守れるけど、ぐらぐらしてダンゴムシのようにころころと転がってしまいました。

次に、カエルポーズをしてみました。カエルポーズは、布団を揺らしてもらっても転がることはありませんでした。でも頭は守ることができませんでした。だから私は、ダンゴムシポーズとカエルポーズを合体させたポーズを考えました。

そのポーズを先生に見てもらいました。すると、先生は、

「先生は体がかたくてできない。」と言いました。私はくやしくて、もう一度ポーズを考えることにしました。先生は、足がむずかしいと言っていたから、足をカエルの形にする方法を考えました。そして次の日、先生に見てもらいました。すると先生は、「すごい。これなら簡単にできる」と言ってくれました。

(やった)

心の中でよろこびました。だけどわたしは、自分なりのポーズを考えても、一番正しいポーズではないと思いました。だから、一つのポーズじゃなくて、その場所にあったポーズで身を守るようにしたいです。

(蓮池小学校 4年生)

【5月17日・高知新聞「揺れ対応 姿勢固定に警鐘」を読んで】

新聞を読み興味を持った記事を選び、感じたことや自分の考えを書く、蓮池小学校が国語科の研究とNIEを重ね学校全体で長年取り組んできた活動。

防災で学んだことを生かし、記事の内容に疑問をもったことを自分で実験し、今後の行動を考えることができた。

避難訓練の意義（安全管理・防災教育）

- なぜ訓練をするのか？
- 何から？なぜ逃げる必要があるのか？
- 何を備えるべきか？

大切なのは、訓練の意味（確認すべき内容）を明確化し、共通理解しておくこと！

○危機管理マニュアルに基づく教職員の行動、避難場所・避難経路の確認

○防災教育の進捗確認（児童生徒等が身に付けた知識・技能をもとに判断、行動しているか）

訓練 → 課題の把握

全国一斉シェイクアウト訓練（児童に予告なし）での一コマ。訓練後にリモートで振り返りを実施。



学校安全における設置者の役割と課題

学校保健安全法（平成21年4月1日施行）における設置者の役割

第3条（国及び地方公共団体の責務）

○ 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

○学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、**当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

学校保健安全法に基づく学校安全の取組

第3章 学校安全

第27条（学校安全計画の策定等）

○ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条（学校環境の安全の確保）

○ 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

○ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

第30条（地域の関係機関等との連携）

○ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

学校安全における設置者の役割と課題

市町村教育委員会事務局の現状（政令指定都市、中核市を除く）

○市町村立学校の施設設備、学校教育全般にわたる各種業務を学校教育課、それ以外の放課後児童クラブや社会教育等に関する業務を生涯学習担当課が担っている。（本市）

○市町村における指導主事は、県費負担教職員からの配置転換。一部は市町村職員への出向。業務は教育課程に関することをはじめ学校教育に関すること全般を１～２名で担当し（高知県の例）、国・県からの各種調査への対応をはじめ研究指定や各種指導に関する事務の範囲が広く多い。

○学校安全を担う専属の課や学校安全担当指導主事の配置はわずか。
（大阪府高槻市は設置）

○独自に研修会を実施できない市町村では教職員の学校安全に関する研修の機会は国や県主催の研修会へ参加。指導主事は業務の都合で研修の機会を得られない場合も少なくない。そんな中で学校への指導が求められている。

○校舎やプール等の改修等の施設整備や情報機器の更新等、ハード整備には莫大な予算が必要で、世界情勢や物価高騰により年々増大。市町村の行政規模により状況が異なる。

課題と展望

○学校安全を牽引する人材の育成

○安全確保のための施策（ハード・ソフト）を実行できる財源（国の財政措置等）

○市町村及び私学を支援する仕組みづくり（国や都道府県の関与等）

学校安全の充実に向けて～今後の展望～

➤ 学校安全推進の**仕組みづくり**

- ◆学校安全の中核となる教員の位置付けと役割の明確化が必要
- ◆学校運営の中心となる管理職への研修の位置付け等、学校安全に関する研修の体系化が必要

➤ 安全教育の日常化を目指した**しかけ**

- ◆各領域ごとの内容（何を身に付けるか。何ができるようになるか）を具体的に整理（精選）し全ての学校で実施するような体系化が必要
- ◆安全教育の機会の明確化が必要（例えば「総合的な学習の時間」での実施など）
- ◆**安全教育の効果検証の手法の開発が必要**
「何ができるようになったか」